

「みどり市元気アップ商品券」実施要領

1 趣旨

みどり市健康増進支援事業（以下「元気プロジェクト」という。）参加者が歩いて貯めたポイントと、市内商店等で使用できる「みどり市元気アップ商品券（以下「商品券」という。）」を交換する。商品券を使用することで、参加者のモチベーションの向上を図るとともに「にぎわいと活気のあるまちづくり」につなげる。

2 商品券の発行概要

- (1) 名 称 みどり市元気アップ商品券
- (2) 発 行 者 みどり市
- (3) 券 種 500円券
- (4) 交付対象者 みどり市元気プロジェクト参加者
- (5) 交 付 場 所 みどり市健康管理課

3 取扱店における厳守事項

- (1) みどり市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。
- (2) 商品券は物品の販売又はサービスの提供等の取引において使用し、現金との交換はできない。
- (3) 購入金額が商品券額面に満たない場合のつり銭は支払わない。また、不足する場合は現金等で受け取る。
- (4) 使用期間を過ぎた商品券は無効となるため、受け取りを拒否する。
- (5) 商品券の紛失及び盗難に關し、市はその責を負わないものとする。

4 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 税金、電気料金、ガス、水道料金等の公共料金
- (2) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード（チャージを含む）等の換金性の高いもの等の購入
- (3) 現金との換金（※事業者による換金を除く）、金融機関への預け入れ
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (6) たばこの購入（電子たばこを含む）
- (7) 不動産や金融商品
- (8) その他、市長又は取扱店が商品券の使用対象として不適当と判断したもの

5 取扱店の参加資格

みどり市内に店舗、事業所を有する事業者のうち、次の(1)から(5)に該当する事業者を除く。なお市は、参加資格確認にあたり、必要に応じて桐生警察署に照会できるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者

- (3) 上記[4 商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (5) その他、商品券発行目的から市長が取扱店舗として不適当と判断した事業者

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、取扱店表示（ポスター）を商品券使用者（以下「使用者」という。）にわかりやすい場所へ掲示する。
- (2) 使用者が持参した商品券は、受け取る前に問題がないかを確認し、商品券（コピー偽造防止用紙使用）に「COPY」の文字が浮き上がっている、色合いが明らかに異なる、商品券が破損し発行番号が不明であるなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに健康管理課まで報告する。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記載（ゴム印可）することとし、既に取扱店名の記載がある場合は、受け取りを拒否する。
- (4) 商品券の第三者との交換及び売買は行わず、使用期間中における取扱店の商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金できるものとする。
- (5) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責任とし、市はその責を負わないものとする。
- (6) 群馬県暴力団排除条例及びみどり市暴力団排除条例を遵守する。
- (7) 取扱店の登録事項を変更、又は登録を廃止するときは、速やかに市に届け出る。

7 登録手続について

(1) 登録方法

新たに取扱店の登録を希望する事業者は、この「みどり市元気アップ商品券」実施要領（以下「実施要領」という。）に同意のうえ、「みどり市元気アップ商品券取扱店登録申請書」（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、「通帳の写し（見開き1ページ目）」を添えて、健康管理課へ提出する。

(2) 登録申請書の配布方法

「登録申請書」は、健康管理課で配布する。（市ホームページからもダウンロード可）
※みどり市ホームページ: <http://www.city.midori.gunma.jp/>

(3) 登録申請書の提出先

健康管理課へ提出する。FAXや郵送による提出も可。

(4) 申請期間

別に定めるものとする。

(5) 申請後の審査・承認

市は事業者からの申請に基づき審査し、結果を通知する。市は承認した事業者に対し、申請期間終了後「取扱店証明書」を交付する。交付された「取扱店証明書」は、換金申請等に必要になるため事業者において保管する。

(6) 取扱店の周知

- ①取扱店の店舗名、所在地等を市ホームページに掲載する。
- ②取扱店一覧表は、商品券配布時に対象者に配布する。

(7) その他

①市内に複数の店舗がある場合には、個々の店舗ごとに申請書を作成し、申し込む。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできないものとする。

8 商品券の換金について

(1) 換金方法

取扱店は、使用された商品券に必要書類を添えて、健康管理課、笠懸町商工会、みどり市商工会のいずれかへ提出する。

(2) 換金に必要な書類

①換金申請書

②使用済商品券（必ず裏面に取扱店を記載）

③取扱店証明書

(3) 換金の申請期間及び支払日

別に定めるものとする。

(4) 支払い

登録時に指定した振込先口座に振り込むものとし、「支払日」は別に定める。

9 取扱店の登録について

(1)市は、商品券使用開始日に間に合うよう、取扱店の新規募集を行う。

(2)一度登録をした取扱店は、廃止の届け出がない限り、次年度も自動的に更新される。取扱店の登録事項を変更又は登録を廃止する事業者は「みどり市元気アップ商品券取扱店登録（変更・廃止）連絡票」（以下「登録（変更・廃止）連絡票」という。）に必要事項を記入し、健康管理課へ提出する。

「登録（変更・廃止）連絡票」は、健康管理課で配布する。（市ホームページからもダウントロード可）。※みどり市ホームページ：<http://www.city.midori.gunma.jp/>

10 取扱店の取消等

この「実施要領」に違反する行為が認められたときは、市は換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことができる。また、取扱店の違反により損害金が発生した際は、市はその損害金額を請求することができる。

11 その他留意事項

- (1) この「実施要領」に記載されていない事項は、健康管理課へ問い合わせること。
- (2) 登録申請情報について、当事業を運用する上で必要な情報を関係機関（みどり市・市内商工会）で共有することができるものとする。
- (3) その他、必要と思われる事項は別に定めることができる。

<問合せ先>

みどり市保健福祉部 健康管理課（大間々保健センター）

〒376-0101 みどり市大間々町大間々1497-1

TEL：0277-72-2211 FAX：0277-72-1651